

【第3回公募：協議会 11月20日〆切】

高収益作物次期作支援交付金の交付申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により 令和2年2月から4月までの間に売上げの減少等の影響を受けた野菜・花き・果樹の次期作を支援するため、交付金が支給されます。

①対象者

以下の要件を全て満たす方です。

【要件①】

令和2年2月～4月(対象品目の出荷期間による)の間に、支援対象品目について出荷実績がある生産者又は廃棄等により出荷できなかった生産者であり、その作物の売上げが前年の同期間より減少し、その証明ができること。(5月・6月についても特定の対象品目があります)

【要件②】

収入保険等のセーフティネットに加入している又は今後、加入を検討すること。

【要件③】

令和2年度内に支援対象品目を作付けし、別紙取組詳細一覧にある取組を実施すること。

支援対象品目 (米、麦、大豆、そば等の土地利用型作物は対象外です。)

出荷期間	2月～4月	5月	6月
対象品目	野菜 (全品目) 果樹 (全品目) 施設野菜 (大葉、わさび) 施設果樹 (マンゴー、おうとう、ぶどう) 花き (全品目) 施設花き (全品目) 茶	野菜 (たまねぎ、みつば、わけぎ、パセリ、大葉、わさび) 施設野菜 (大葉、わさび) 果樹 (ゆず、すだち、かぼす、びわ、ブルーベリー) 花き (全品目) 施設花き (全品目) 茶	おうとう (観光農園) 茶

②必要書類・準備等

- (1) 交付申請書、取組計画書 ※申請時に配布し記入していただきます。
- (2) 本事業に係る申告書 ※申請時に配布し記入していただきます。
- (3) 2～4月(対象品目の出荷期間による)までに出荷した量が確認できる出荷伝票等
- (4) 2月から直近月までの売上げが分かる当年と前年の書類(精算書、売買仕切書等)
- (5) 農地台帳において作付内容の聞き取りを行いますので、申請作付作物の耕作地を把握しておいてください。
- (6) 印鑑

③支援内容

【支援①】 需要対応のための生産支援

- 交付単価：取組面積×5万5千円／10a
- ※交付金額の上限は④交付金額で算定した最も低い額が上限となります。

施設栽培作物の特例

- 施設花き、施設野菜は80万円／10a
- 施設果樹は25万円／10a

【対象施設】 加温施設(空調装置)又はかん水装置がある施設(雨よけハウスは除きます)

- 取組要件：同一ほ場で別紙取組詳細一覧項目の各取組項目の内2つを実施。

以下の支援②、③を希望の場合はお問い合わせください。

【支援②】 需要促進の取組支援

- 取組要件：新規出荷契約や新品種の導入などの取組
- 交付単価：取組面積×2万2千円／10a

【支援③】 厳選出荷への支援

- 取組要件：花き等での高品質なものを厳選出荷する取組
- 交付単価：1人・1日あたり2,200円

④交付金額 次のアからウで算定された額の最も低い額となります。

- ア 令和2年2月から4月(対象品目の出荷期間による)までに出荷された出荷量に応じた面積5.5万円/10aを乗じた額
- イ 令和2年2月から直近月までの売上げが前年同期間と比較し、減収した額
- ウ 次期作に向けた取組を行った面積に5.5万円/10aを乗じた額

⑤留意事項

○申請者には取組実施報告書の提出をしていただきますが、書類不備となった場合は交付金をお支払いできませんのでご注意ください。また、取組を実施したことが確認できる証拠書類は**5年間保管してください**。(東北農政局長等から求めがあった場合、提出義務があります。)

○以下の場合には、交付金を返還、または交付されないことがありますのであらかじめご了承ください。

- 1 交付金申請書、取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- 2 正当な理由がなく、取組計画書に記載した取組を実施していない場合
- 3 取組計画書に記載した取組を実施したことを証明する書類が保存されていないこと、次期作となる高収益作物について、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売していないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていない場合

○交付対象面積については、筆ごとに1a未満切捨てで計算されます。また、農地台帳・共済細目書等の公的資料に記載されていない筆に関しては原則交付対象外となりますのでご了承ください。また、掲載外の農地でも、作業受託を行っている場合は対象となりますが、受委託契約書の写しが必要となります。

○この交付金は、所得税法では雑所得となります。

【申込先】 南部町農業再生協議会 ※申込期限：令和2年11月20日（金）
南部町役場南部分庁舎3階（南部町役場農林課内）
TEL：0179-34-3371

取組詳細一覧

【別表1：要綱第4の2の(1)関係】 5万円/10a (中山間5.5万円/10a)

取組類型	取組項目	導入面積の考え方
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ※購入、レンタル、リース (いずれも可)	導入機械の利用面積
	②集出荷経費の削減に資する資材の導入 (大型コンテナ、通い容器等の導入)	利用する品目の作付面積
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	①品目・品種等の導入 (栽培技術の転換等)	作付面積
	②肥料・農薬等の導入 (転換に必要な資材導入等)	取組実施面積 (資材の導入面積)
	③かん水設備等の導入 (品質向上に必要な機器等の導入)	取組実施面積
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	①土壌改良・排水対策の実施 (作柄安定に資する対策の実施等)	取組実施面積
	②被害防止技術の導入 (作柄安定に資する資材等)	取組実施面積 (資材又は機器の導入面積)
エ 作業環境の改善に資する取組	①労働安全確認事項の実施 (講習会の実施)	取組実施面積
	②農業機械へ安全導入の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入	
オ 事業継続計画の策定の取組	①事業継続計画の策定等	取組実施面積

○同一ほ場で、ア～オの取組から2つ以上選択する。

○同一の取組類型 (ア①とア②など) から2つ、また、エ・オの取組を同時に選択することはできない。

【別表2：要綱第4の2の(2)関係】 2万円/10a (中山間2.2万円/10a)

取組類型	取組項目	導入面積の考え方
ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備	①新規契約の締結	新規契約面積
	②追加契約の締結	追加契約面積
	③需要開拓による販路の変更	取引成立面積
イ 新品種・新技術導入等に向けた取組	①都道府県知事が定める新品種の導入	導入面積
	②都道府県知事が定める新技術の導入	
ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組	①残留農薬基準等への対応	取組面積
	②有機農業の認証取得に向けた取組	
	③GAPの認証取得に向けた取組	
	④MPS (花き生産総合認証) の取得に向けた取組	

(注) 取組類型イに掲げる取組項目については、その取組を実施する取組実施者にとって新たな品種または技術を導入することとする。

○同一の取組類型 (ア①とア②など) から2つの取組を同時に選択することはできない。

○ア～ウの取組1つごとに2万円/10aの交付となる。

○イの新品種・新技術は知事が定め、地方農政局等に申請する。